

7月号から6回にわたって勉強してきた Season-3 もいよいよ最終回です。今回はちょっと視点を変えて、著作権と我々の日常生活の関係を考えてみましょう。著作権が最近、重要視されるようになってきた理由を見直すことで、著作権の本質も再確認できると思います。



さあ、いよいよ Season-3 ラストだよ！

な) チョッキーは、昔に比べて「著作権」という言葉が、高い頻度で新聞などのメディアに取り上げられるようになったと思わない？

ち) あー、確かに経済紙だけではなく、一般紙でも「著作権」という言葉を見かけるよね。「著作権」が普通の生活に入ってきてるって感じだね。

な) 本シーズンの最終回では、我々の日常生活と著作権の関係を探ってみよう。

しばらくセンスとも会えなくなるのね……。

よよよ……



チョッキー

1. 身近になった著作権

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

な) 「著作権」が我々の身近な存在になってきた理由は何だと思おう？

ち) そりゃ、日本のアニメや音楽が世界的に価値を有するようになってきて、みんなが権利を守ろうという意識が高まってきたからじゃないの？

な) なるほど。では、昔は著作権がそれほど守られていなかったのかな？つまり、昔も著作権侵害は起こっていたけど、今ほど我々の意識が高くなかったから問題にならなかったということなのかな？

ち) そういうわけじゃないけど……。でも、昔から音楽や映画といった著作物は存在したわけで、やっぱり著作権が注目されるようになったのは著作権侵害に対する国民の意識の高まりだと思うんだ。

な) 著作権侵害がキーワードであることは間違いのないね。では、もう一度確認しておこう。「著作権侵害」って、つまりどういうこと？

ち) 著作権の内容は、「複製」(21条)、「公衆伝達」(22条～26条の3)、「加工」(27、28条)だから、権利者に無断で複製したり、公衆伝達したり、加工したりすれば原則として著作権侵害になるよね。

な) そのとおり。じゃあ、少し昔の生活を考えてみよう。先生が子どものころは複写機なんてないから学級新聞は「ガリ版」で刷っていたし、音楽の複製もマイクから録音するようなオープンリールだった。当然、家庭にあるものではなかった。つまり、個人が放送やレコードから直接複製する装置はなかったんだ。次ページの技術年表を見てね。

うーん

確かに、最近ではみんなの意識が高いかも。



プロだけが著作権を知っていればよかった時代	アナログ複製時代	デジタル複製時代	ネットワーク時代
1899年 著作権法制定～	1970年代～	1980年代～	1990年代～
個人の複製機材	★'70 ソニー／TDK カセットテープ ★'75 ソニー βマックスビデオ ★'76 日本ビクター VHSビデオ ★'69 キヤノン PPC 複合機	○'82 ソニー CD プレーヤー ☆'88 富士フイルム デジタルカメラ	○'96 DVD
個人の公衆伝達機材		★'87 Nifty-serve・パソコン通信 ☆'88 NTT・商用 ISDN 回線	☆'96 Yahoo! JAPAN ☆'00 商用 ADSL 開始 ☆'06 FTTH 光通信本格化
プラットフォーム		☆'81 MS-DOS ☆'82 NEC-PC9801 ☆'85 MS Windows1.0 ☆'89 32bit-CPU インテル i486 ☆'74 8bit-CPU インテル 8080 ☆'82 16bit-CPU インテル 8086 ☆'85 16bit-CPU インテル 80286 ☆'85 32bit-CPU インテル 80386	☆'95 32bit-CPU インテル Pentium ☆'00 32bit-CPU Pentium4 ☆'03 32bit-AMD Athlon64

★: アナログ複製機材
 ☆: デジタル複製機材
 ○: デジタル鑑賞機材

な) これを見て分かりますとおり、1970年以前は、我々が著作権を侵害したくても、侵害できる機材を持っていなかったんだよ。つまり、音楽や映画という「著作物」とは接していても、「著作権」を知る必要はなかったんだ。

ち) だから、「プロだけが知っていればよかった時代」なのかなぁ。

な) 当時、印刷機やレコードプレス機といった複製機材や放送設備などの公衆伝達機材を持っていたのは、出版社・レコード会社・放送局・映画会社だから、著作権は、その法務部の人知っている程度でよかったんだね。

ち) 分かった！ 最近、何かと著作権が話題になるのは、「我々が著作権侵害をしてしまう機材を日常生活で使いだしたから」ということだね。

2. 技術の進歩と著作権

な) 最後に、一般の人が「著作権」を知ることはとても重要だという話をしたいんだ。まず、複製・公衆伝達技術の歴史をおさらいしよう。我々が手軽に著作物を複製できるようになったのは、1970年になってからだね。この年にあった大きなイベントって何か分かる？

ち) ボクが生まれるずっと前だからなぁ……。東京オリンピック？

な) ブー！ 東京オリンピックは1964年。正解は万博だよ。

ち) ああ、つくば博？





「20世紀少年」
はボクも映画で
観たヨ！

※1) 著作権法30条は、次のように規定する。「著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。」

※2) この規定のままでは、直接、利用者が補償金を納付しなければならないが、著作権法は、104条の5に「前条第1項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない」と規定し、製造者や輸入者が利用者に代わって納付することとしている。

※3) 私的録音録画補償金制度の対象機器・記録媒体には、著作権法施行令により次のものが指定されている。

録音：DAT、DCC、MD、CD-R、CD-RW
録画：DVCR、D-VHS、MVdisc、DVD-R
DVD-RW、DVD-RAM、Blu-ray

な) ガクッ。先生、自分の年を感じちゃうなあ……。大阪万国博覧会だよ。今や『20世紀少年』で有名になったけど、岡本太郎の「太陽の塔」がシンボルだった万国博覧会で、リニアモーターカー、テレビ電話、動く歩道などが展示されて、まさに技術の進歩をテーマにしたイベントだったんだ。

ち) そういった時代に、個人が使う複製機材が普及していったんだね。

な) そう。音楽カセットテープが一般的になり、ラジカセが現れてFM放送の音楽を録音し、好きな音楽集を編集したんだよ。今考えると、それが著作権との初めての出会いというわけだね (笑)。

ち) 当時センスは、著作権って意識した？

な) 全然 (笑)。前出の技術年表ではこの時代を「アナログ複製時代」と名付けたけど、このころはアナログ複製だから、とても時間がかかったんだ。それに、孫テープだと音質が悪く鑑賞に堪えなかったので、結果的にこの「複製」は、家庭内で行われる「私的使用目的の複製」(30条)^{※1}の域を出なかったんだ。

ち) つまり、著作権法を知らなくても、結果として著作権侵害にはならなかったわけだね。でも、さらに技術が進歩すると……。

な) そう、「デジタル複製時代」だ。1980年代には著作権を伝える媒体がどんどんデジタル化されていったんだ。当然、複製もデジタルで行われることになる。そうなると話は別だよ。

ち) デジタルデータのコピーは時間がかからないし、複製物が劣化しないから、ネズミ算式に複製物が生まれてしまう可能性が出てきたわけだね。

な) そういうこと。この時代になると「私的使用目的の複製」といっても、著作権者が本来受け取るべき利益を脅かす可能性が出てきたんだ。

ち) このころから、「著作権」を知ることが大切という認識が生まれてきたの？

な) そうじゃないんだな、これが。今度は、著作権法は「私的録音録画補償金制度」を導入して、複製物が固定される記録媒体や記録機器にあらかじめ課金するという手段をとったんだよ。

条文

私的録音録画補償金制度

30条2項 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器であって政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない^{※2}。

ち) そうか、既に機材^{※3}にその料金が入っていれば、一般の人は「著作権」を意識しなくても「私的使用目的の複製」を続けられるし、著作権者の損失も補えるってわけだね。アツタマいい〜！

な) でも技術の進歩は、さらに著作権制度に試練を与えるんだよ (笑)。それが1990年代から助走を始めた「ネットワーク時代」の到来なんだ。今や、情報伝達の多くがネットワーク上でやり取りされるでしょ。

チ)うん、そうだけど……。さっきの補償金制度とどう関係があるの？

な)ネットワーク上で視聴すれば、複製物を必要としないでしょ？

チ)あ、そうか、今や著作物の利用形態の重心は「複製」から「公衆送信」に移行しているんだね。いくら「複製」関係のデジタル機器に補償金をかけても、スルーしちゃうね。アレレ？ そもそも著作権法30条で認めている私的使用目的の複製って、「複製」だけで「公衆送信」はNGじゃない。

な)そう、本来、自分のブログや動画投稿サイトなどに他人の著作物をアップロードする「公衆送信」は、「私的使用目的の複製」には該当しないから著作権侵害だよ。もちろん、侵害を故意に行う確信犯もいるけど、私的使用目的なら「公衆送信」もOKと誤解している人も多いんじゃないかな。

チ)……なるほど、だから「著作権」を知る必要があるんだね。でも、一般人がいざ「著作権」を勉強するのって、結構大変だよな。

な)うん、大変だと思う。でも、考えてみてほしいんだ。自動車を運転する場合、教習所へ行って「左折車優先」とか「踏み切り前のいったん停止」といった道路交通法を勉強するよね。それに対してコンピュータやインターネットを扱う場合、著作権を勉強する義務は今のところないよね。

チ)そりゃあ、パソコンを使ったり、プロバイダーに加入するのに免許証は必要ないでしょ～。

な)免許証制度にまでなったらオオゴトだけど、一般人でも、他人の権利を侵害しかねない機材を扱うようになったんだから、もっと自然に著作権というルールを勉強する必要があると思うよ。「私的使用目的で許されるのは複製で公衆送信などの公衆伝達はNG」なんて、「自動車は左側通行」と同じぐらい常識にならないとダメだと思うんだ。

チ)ナルホド。確かにそうだね！ じゃあ、ボクはこれから森へ戻って今まで勉強してきたことを復習しようっと！

な)チョッキー、またね！ それでは皆さん、Season-4でお会いしましょう！

我々の生活のなかに著作権はあふれているから、もっと意識を高めないとね。



Season-4は……

2011年4月号の予定です。どうぞ期待！



今月のクイズです。
自然人や法人が、頭を使って
創作したすべてのものは著作
物でしょうか？



よしっ。
2010年最後の
クイズだっ！

※解答は p.72



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp